

港長公示第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航行を制限したことから、同条第2項の規定により公示する。

令和6年10月19日

佐世保港長



佐世保港高後埼信号所の機器障害に伴う航行制限について

佐世保港高後埼信号所（北緯33度06分11秒、東経129度40分01秒）の管制信号に関する機器に障害が発生したことから、佐世保水路を航行する総トン数500トン以上の船舶は、下記の期間、港長が実施する信号方法に従って、航行しなければならない。

記

1 期間

令和6年10月19日から当分の間（管制信号復旧まで）

2 信号の方法

佐世保海上保安部港内交通管制官による口頭指示

3 その他

- (1) 船舶は、付近に出動している巡視船艇から指示があった場合、その指示に従うこと。
- (2) VHF16chを備えている船舶は、常時聴取すること。
- (3) 船舶電話を備えている船舶は、事前に高後埼信号所（電話 0956-34-4137）に連絡すること。